

平成25年10月 内閣府統計委員会

経緯等

- 統計委員会は、毎年度、総務大臣から統計法施行状況について報告を受け、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)の取組状況を中心に審議を行い、その結果を公表(必要に応じて関係府省への意見通知を実施)
- 今年度は、取組状況を評価するとともに、社会経済情勢の変化を勘案して、平成26年度を初年度とする次期基本計画に向けた基本的な考え方についても審議
- 今回取りまとめた平成24年度統計法施行状況に関する審議結果については、次期計画の策定に資する観点から、統計法(平成19年法律第53号)第55条第3項の規定に基づく意見として総務大臣に通知

審議結果のポイント

(次期計画の策定に向けた基本的な考え方)

1 施策展開に当たっての基本的な視点 【本文P5】

統計の体系的整備・有用性の確保・向上

(ニーズに応じた統計の的確な整備)

- ① 統計相互の整合性の確保・向上
- ② 国際比較可能性の確保・向上
- ③ 経済・社会の環境変化への的確な対応
(ジェンダー統計、地域別統計、各歳別表章の充実等)
- ④ 正確かつ効率的な統計作成の推進
- ⑤ 統計データの透明化・オープン化の推進

2 公的統計の整備に関する事項 【本文P7】

- 国民経済計算の推計精度向上、国際基準(2008SNA)への対応等 【本文P7】
- 経済構造統計(経済センサス)を中心とした産業関連統計に関する新たな枠組みの構築 【本文P9】
- 人口減少社会や働き方の変化に対応した統計の整備(非正規雇用を的確に捉える労働者区分の見直し等) 【本文P14】

3 公的統計の整備に必要な事項 【本文P17】

- 事業所母集団データベースの整備・活用による統計作成の効率化 【本文P17】
- オンライン調査の推進 【本文P19】
- 統計の品質評価の取組促進、政府統計共同利用システムの機能充実等 【本文P21、P23~】

第3 公的統計の整備に必要な事項

1 統計作成の効率化及び報告者負担の軽減

(1) 事業所母集団データベースの整備・利活用

平成25年1月からシステム運用を開始している事業所母集団データベースは、母集団情報の提供・管理を通じ、経済統計の作成の効率化及び報告者負担の軽減を図る上で、重要なインフラであるにとどまらず、その整備を進めることは統計の精度向上という観点からも重要な取組である。

事業所母集団データベースの整備については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。

一方、今後は、記録情報の更新・蓄積を通じたデータベースの整備に加え、データベースの共通事業所コードをキーとして、蓄積情報を連結した統計を作成・提供するなど、新たな役割が期待されている。記録情報の更新に当たっては、新たな情報収集手法の検討や、既存照会業務の回答精度の向上方策等の検討も必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 継続して実施すべき取組(年次フレーム(注)の作成、共通事業所コードの保持等)については、関係府省の協力の下、引き続き取組を進め、その定着を図る。
- ② 事業所母集団データベースにおける今後の母集団情報の整備に当たっては、新たな行政記録情報や民間情報の活用、「事業所・企業照会」業務の拡充及び精度向上を図ることに重点を置いた取組を推進する。また、これを実施するために必要な統計リソースの確保・育成に努める。
- ③ 事業所母集団データベースを活用した「事業所・企業実態統計」の作成及び提供に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計の作成について検討する。
- ④ 企業間の支配構造、企業と事業所の関係の把握及び経済活動をより適切に示す分類について、事業所母集団データベースの共通事業所コードの活用を含め、その手法の向上に努める。

(注) 毎年度の決められた時点を基準に、事業所母集団データベースにより整備した母集団情報

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ(関係WG)	現行基本計画の該当項目(概要)
事業所母集団データベースの整備 (第1WG・第3WG)	第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (2) ビジネスレジスターの構築・利活用 ◇ 本文には、母集団情報の整備のため、経済センサスー基礎調査の実施、行政記録情報を活用した母集団情報の更新等の必要性を記述。 ◇ 別表には、①「経済センサス-基礎調査」(基幹統計調査)による企業の親子関係の把握、②業種名、従業者数、事業所数等の定期的照会、③雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係成立届からの新設、廃止事業所の把握、④大規模調査の結果、EDINET情報、産業財産権と企業の登記情報の照合、事業所・企業識別番号と日本輸出入者標準コードの照合のビジネスレジスターへの活用の検討について記述。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 平成24年度においては、事業所母集団データベースシステムの運用開始、行政記録情報に基づく新設法人の把握に係る定期的な照会、平成26年経済センサスー基礎調査に係る統計委員会への諮問等の取組が行われており、平成26年経済センサスー基礎調査への対応を除き「実施済」の自己評価。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 事業所母集団データベースの整備については、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。 ○ また、同データベースは、経済統計や労働統計等の分野における効率的な統計の作成・精度向上等において重要なシステムと位置付けられることから、更なる取組の充実発展を図るべき。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 事業所母集団データベースシステムは、平成25年1月から運用を開始しており、今後は、データの蓄積や利活用の推進を図ることが必要。 ○ 公的統計の整備に当たって、効率性のみならず、統計の質の確保・向上や報告者負担の軽減という観点からも重要な事項であり、関係府省の協力の下に進めていく必要があるため、次期基本計画において重点的に対応。 <基本的な考え方> ① 継続して実施すべき取組(年次フレームの作成、共通事業所コードの保持等)については、関係府省の協力の下、今後も継続的に実施する。 ② 事業所母集団データベースにおける今後の母集団情報の整備に当たっては、新たな行政記録情報や民間情報の活用、「事業所・企業照会」業務の拡充及び精度向上を図ることに重点を置いた取組を推進する。また、これを実施するために必要な統計リソースの確保・育成に努める。 ③ 事業所母集団データベースを活用した「事業所・企業実態統計」の作成及び提供に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計の作成についても検討を進める。 ④ 社会保障・税番号制度における法人番号について、その運用・管理状況を注視しつつ、事業所母集団データベース等における利用に向けて検討する。

備考（留意点）	<ul style="list-style-type: none">・ 事業所母集団データベースは、これからデータの蓄積を順次図っていく段階であり、調査票情報以外の情報も含むことから、利用範囲の拡大については、ニーズを踏まえつつ段階的かつ慎重な検討が必要。・ 現行基本計画の下、事業所母集団データベースの登録情報と他のデータベース等の企業情報との照合作業を実施していることから、順次可能なものから情報の相互利用を図っていく予定。
---------	---